

# 特定子ども・子育て支援施設向け 領収証兼証明書の記入例

保護者から徴収した金額を①に記入すること。  
 名護市から徴収した場合は、②に記入すること。(両方記入も可)  
 ※ 無償化の対象外となる費用(食材料費、送迎費、日用品、文房具、行事参加費など)は含めないこと。

ベビーシッターは「認可外保育施設」を選択する。  
 ファミサポは「子育て援助活動支援事業」を選択する。

提供した期間は、その月の初めて利用した日～最後に利用した日を記入すること。  
 (例: 5, 7, 10日の利用の場合、5～10日と記入する。)

複数の日を提供した場合、代表的な時間帯を記入すること。  
 (例: ほぼ8:00～17:00の利用だが、たまに8:00～12:00の場合は、8:00～17:00と記入する。)

(保護者交付用)

令和元年 11月 5日

### 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼証明書

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の利用者用  
 【令和元年 10月分】

下記のとおり認定子どもに対し、特定子ども・子育て支援を提供し、下記金額を領収したことを証明します。

領収金額①	5,000 円	(設置主体) 所在地 <b>名護市〇〇番地</b>
名護市負担額②(代理受領額)	0 円	名 称 <b>名護□□福祉会</b>
利用料金合計(費用)①+②	5,000 円	(対象施設) 所在地 <b>名護市××番地</b>
<small>※ 認定保護者による施設等利用費の償還請求の対象は①のみです。                  ※ 名護市負担額②は、名護市から無償化分として受領した金額のことで、</small>		
認定子ども氏名	<b>名護 子太郎</b>	代表者職氏名 <b>保育 園太郎</b> (印)
認定種別	<b>2</b>	認定保護者氏名 <b>名護 親太郎</b>
認定番号	<b>288</b>	

支援の内容、期間及び時間帯 ※支援提供後に施設担当者が記入すること。

支援の内容 <small>該当するものにチェック</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 認可外保育施設 <input type="checkbox"/> 一時預かり事業 <input type="checkbox"/> 病児保育事業 <input type="checkbox"/> 子育て援助活動支援事業	
提供した期間※3	<b>5 日～ 10 日</b>	時間帯※4 <b>8:00 ～ 17:00</b>

**施設担当者への注意事項**

※1 食材料費、送迎費、日用品、文房具、行事参加費などは**対象外**です。  
 ※2 数か月分の利用料をまとめて領収したときは、**1月ごとに分けて発行**してください。  
 ※3 提供した期間は、その月で最初に提供した日と最後に提供した日を記入してください。  
 (月契約の場合は1日～末日を記入する。)  
 ※4 時間帯は、特定の子どもにかかわらず、施設が提供している時間帯を記入してください。

**認定保護者の方へ**

この文書をお住まいの自治体に提出し、手続きを行うことで、上限額まで利用料の払い戻しを受けることができます。詳しくは、お住まいの自治体にお問合せください。

名保幼第 377 号  
令和元年10月 1日

### 施設等利用給付認定決定通知書

名護市長 渡具 武典 (名護市長印)

子ども・子育て支援法第30条の5第1項に基づき申請のありました、子育てのための施設等利用給付認定について、次のとおり決定しましたので、同条第3項の規定により通知します。(同条第7項の規定により、申請を省略して認定されている場合があります。)

認定番号	288
フリガナ	名護 子太郎
氏名	名護 子太郎
生年月日	昭和 年 月 日
住所	名護 親太郎
生年月日	昭和 年 月 日
決定年月日	令和元年10月 1日
認定区分	第30条の 第2号
有効期間	令和元年10月 1日～令和3年4月30日
保育の必要性の事由	10

この決定について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、名護市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日(前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6月以内に、名護市長を被告として(名護市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

保育の必要性の事由が妊娠・出産、就学、実親・実姉・実母等の認定で、年度途中で認定期間が満了となった場合、満了日の翌日以降は施設等利用費の支給の対象とはなりません。引き続き施設等利用費の支給を希望する場合は、認定期間の更新や保育の必要性の事由の変更手続きが必要となりますので、本市担当部署に改めて子育てのための施設等利用給付認定を申請して下さい。

名護市 保育・幼稚園課  
電話 0980-53-1212

この通知がない場合は、無償化対象外となります。

お問い合わせ  
 名護市役所 保育・幼稚園課 給付係  
 電話 0980-53-1212 (内109)